

<目次>

1. はじめに
2. イベント開催に当たっての基本的な考え方について
3. 開催時の感染防止策について
 - (1)参加募集時の対応
 - (2)受付時の留意事項
 - (3)開催中、参加者が行うべきこととその管理
 - (4)開催中、開催者が行うべきこと
 - (5)準備すべき物品
 - (6)その他の留意事項

<本文>

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、感染防止のための取組を進めることが求められています。本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を受けて日本スポーツ協会により作成された「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考に、ジャグリングイベントを開催するに当たっての基準や、感染拡大予防のための留意点についてまとめたものです。

なお、新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しており、今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。

また、開催者は事前に通読することが望ましいですが、準備中、開催中に該当項目を参照できるよう、時系列に沿って項目を設けました。そのため、各項目には重複があります。

2. イベント開催に当たっての基本的な考え方について

イベントの開催の可否については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等に基づき、以下のように対応することが適当です。

(1)特定警戒都道府県に指定される都道府県

- ・中止又は延期します。

(2)特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

- ・全国的かつ大規模なイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することが適当です。
- ・比較的少人数が参加するイベントについては、各都道府県における、イベントの開催に係る方針に従い、実施の可否等について慎重に検討します。
- ・感染防止が困難であると考えられた場合には中止又は延期します。
- ・開催を決めてからも、感染拡大の兆候やスポーツイベントにおけるクラスターの発生があった場合、各都道府県知事の協力の要請等に基づき、無観客化、中止、延期等の適切な対応を行います。

(3)緊急事態措置の対象とならない都道府県

- ・各都道府県における、イベントの開催に係る方針に従い、実施の可否等について検討します。
- ・感染防止が困難であると考えられた場合には中止又は延期します。
- ・開催を決めてからも、感染拡大の兆候やスポーツイベントにおけるクラスターの発生があった場合、各都道府県知事の協力の要請等に基づき、無観客化、中止、延期等の適切な対応を行います。

開催者は、ジャグリングイベントを開催する場合、政府、各都道府県知事の方針、利用施設の要請を十分に参照する必要があります。自治体等が、飲食店等を対象に感染対策宣言ステッカー等を発行している場合があります、イベント開催者が掲示者として該当する場合には利用を推奨します。参加者は、学校や会社など、所属する団体の方針として、課外活動等に制限がある場合が想定されます。ジャグリングイベントの性格によって事情が異なりますが、必要に応じて顧問の教師や上司などと相談の上、参加の可否を検討することを推奨します。

3. 開催時の感染防止策について

開催者は以下の内容を踏まえつつ、各会場の特性を勘案して対策を行う必要があります。

(1)参加募集時の対応

参加募集に際し、参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。これを遵守できない参加者には、入場の拒否や途中退場などを求める場合がありますと周知する必要があります。また、自主的に参加を見合わせた場合、参加費の返金に応じるなど、参加を控えやすい環境の整備が望ましいです。長文のガイドラインは最後まで十分な注意をもって読まれていないことがあるため、読みやすい短い文書やチラシ、チェックリストなどの形にまとめなおし、事前に周知することが望ましいです。以下に参加者に求める措置を示します。

①以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。

ア 体調がよくない場合

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

②マスクを持参すること(基本的にマスクを着用すること)。

③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

④他の参加者、開催者スタッフ等との距離(できるだけ2mを目安に、最低1m)を確保すること。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。)

⑤イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと。

⑥汗をぬぐうための清潔なティッシュ、タオルなどを持参すること。

⑦感染防止のために開催者が決めたその他の措置を遵守し、開催者の指示に従うこと。

⑧イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、開催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

⑨イベント参加前も節度ある行動を心掛けること。

感染してから自覚症状が出るまでの期間にも他者へ感染させる場合があります、イベント参加前2週間は節度ある行動をすることが求められます。新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の使用も推奨されます。

(2)受付時の留意事項

当日の受付時に参加者が密になることを防ぎ、安全にイベントを開催するため、以下の配慮が必要です。

①受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。

②体調不良のある者には参加しないよう再確認し、保存可能な形で情報を提出させること。

参加者募集時に体調不良者には参加を控えるよう求めています。当日に再確認が必要です。開催者が保存できる形で情報の提出が必要ですが、なるべく書類の記入などによる接触は避けることが望ましいです。可能であれば電子化が望ましいです。

③受付時に検温を行い、発熱のある者は参加を控えさせること。

ここで発熱とは暫定的に他の内科疾患に準じて37.5℃以上を提案します。検温のためにはサーモグラフィーは有効ですが、導入にコストがかかる点、黒い服等が高温となってしまう点が懸念されます。額などで測定できる非接触型体温計の配備が、コスト、測定に要する時間、接触感染対策の面から望ましいです。腋窩や鼓膜で測定する接触型体温計でも測定は可能ですが、参加者ごとにアルコール消毒を行う必要があります。検温の結果は、(2)②の体調に関する情報とともに保存することが望ましいです。開催者も、開場より前に(2)②体調申請書の提出及び(2)③検温を行い、参加が適切でない者は参加を控える必要があります。開催者で運営に参加できない者が多く、開催が困難な場合には、中止や延期が検討されます。

④人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。

⑤参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。

行列は密集しやすい場所です。距離を置いて並べるよう、できるだけ2mを目安に(最低1m)の間隔に目印を設置することが必要です。目印の設置とともに、並ぶ場所の換気の確保にも留意する必要があります。

⑥受付を行うスタッフには、マスク等防護具を着用させること。

マスクは布マスクより不織布のサージカルマスクが比較的信頼性が高く、望ましいです。アクリル板などによる遮蔽が困難な場合は、フェイスシールドやゴーグル、メガネなどで目の防護も行うことが望ましいです。

⑦インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。

⑧参加者にマスク等防護具の持参を確認すること。

⑨当日の受付のほか、イベント前日の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること。

(3)開催中、参加者が行うべきこととその管理

参加者が行うべきことについて、開催者として留意すべき項目をまとめました。参加者向けには、読みやすい短い文書やチラシ、チェックリストなどの形にまとめなおし、事前に周知することが望ましいです。

①ジャグリングの内容に配慮し感染のリスクとなる技は避けること。

一般に、ジャグリングイベントにおいて、道具、手、床面は汚染される可能性があり、接触感染対策に留意する必要があります。

ア)道具が顔に触れないようにすること。

道具が顔に触れる事は接触感染のリスクになると考えられます。イベント中は、イーティングや道具を咥える技

など直接粘膜へ接触する技は禁止する必要があります。ストールやバランス、その他の技について、顔を使ったものは避けるよう推奨します。個々の技について規定することは困難ですが、マスクやフェイスシールドをしたままできない技は避けるべきであることを一つの目安とします。

イ)道具の共用をなるべくしないこと。

複数人での技や道具の共用は接触感染のリスクとなります。例えばパッシングは汚染物→手→道具→手→ジャグラーの粘膜という順の接触感染の原因になる可能性があります。パッシング中に顔を触らない、パッシング前後には手洗い又は手指消毒、道具の消毒・除菌をするなどが有効と考えられます。道具の貸し借りはなるべく避け、貸し借りする場合にはパッシングと同様の配慮が必要になります。スティールはジャグラー同士の距離が非常に近い場合、飛沫感染対策の面からもリスクが高いと想定され、特に向かい合って行うものは禁止が検討されます。ワークショップやジャグリングゲームではこれらの技を行わないよう、講師および開催者は注意する必要があります。ショップブースでも道具の共用が行われます。試用の前後に手指消毒をしてもらう、試用に用いられる道具は定期的に消毒するなどの配慮を要します。

ウ)ドロップした道具を拾う際に配慮すること。

ドロップした道具が使用者から離れていく場合、拾いに行く過程でソーシャルディスタンスが保てなくなる可能性、他の参加者にぶつかるまたは拾われる可能性があります。ドロップした道具はなるべく自分で拾うこと、ドロップした道具が飛散しないようジャグリングする際の向きや位置に注意することが必要です。

②マスクを装着すること。

参加中は飛沫を飛ばさないようにマスクまたはフェイスシールドの装着を徹底します。マスクの大量生産に伴い品質の悪いものが出回っていて、破損することがあります。また、マスクを忘れる、紛失する、汚損する場合があります。マスクのない参加者は会場に入れなため予備まで持参するよう周知するか、会場でマスクを販売する、または配布することが検討されます。マスク・シールド等については、飛沫やエアロゾルの飛散を防止する性能の高い順にN95マスク>サージカルマスク>布マスク>フェイスシールド・マウスシールドと考えられます。特にフェイスシールド・マウスシールドは、飛沫やエアロゾルの漏れが比較的多いため、特別な理由がなければマスクを装着することが推奨されます。

ただし、マスクを着用して運動すると十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があります。また、マスクは熱中症のリスクを上げる可能性があります。「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」では「スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとするものの、(中略)スポーツを行っていない間、特に会話をする時には、マスクの着用を求めることが考えられます。」と記載されています。一方で、換気を行っていても室内でマスクを着用せず集会を行うことは感染リスクが高いと考えられます。

そこで、平時以上に休憩を取る、水分補給を行うなど体調管理に十分に注意したうえで、ホール内ではマスクの着用を求めます。休憩時間を設けることも有効な可能性があります。また、N95マスクを着用して運動することは禁止が検討されます。

フェイスシールドやゴーグルについては目の粘膜からのウイルスの侵入を防ぐために有効です。新型コロナウイルスによる結膜炎や、涙からのウイルスの検出も報告されていますが、各種ガイドラインに記載が少ないため、推奨するにとどめます。

③手洗いを十分に行うこと。

手指衛生は感染防止に非常に有効です。入退場の際、休憩の前、その他汚染された可能性のある時には手洗いをすることが推奨されます。手は十分な時間をかけて洗い残しのないように洗う必要があります、手洗いの手順と時間について啓発することが有効と考えられます。開催者は手洗い場の設置を十分に行い、困難な場合には手指消毒薬の設置を行うことが望ましいです。

④参加者同士の間隔を開けること。

飛沫が飛散する距離は1～2mとされます。参加者同士は2m以上、最低1m離れるよう指示し、必要に応じて直接の巡回や館内放送などで注意喚起を行います。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除きます。)参加可能人数に制限を設ける必要があります。参加者同士の間隔の確保が可能な人数かつ最大収容人数の50%以下を目安とすることが推奨されます。

ワークショップやジャグリングゲーム、練習または披露する技の内容も密集するものはできる限り避けます。向かい合うものはなるべく避け、同一の方向を向いて行うことを推奨します。

⑤大声を出さないこと。

大きな声を出すことは飛沫の飛散のみならず、より感染リスクの高いエアロゾル発生リスクとなります。参加者は必要以上に大きな声を出さないことが推奨されます。また、ワークショップや運営上のアナウンスなど大人数への呼びかけが必要な場合には、マイクや拡声器を使うことが推奨されます。マイクはワークショップ毎に消毒することが望ましいです。また、動画の観覧や応援の際に大声を出さないよう周知することが推奨されます。

⑥タオルを共有しないこと。

スポーツに伴い汗をかきますが、汗は一般に感染性はないものとして扱われます。ただし、汗を拭う際に目・鼻・口に触ることは感染の原因になる可能性があります。ジャグリング中の手指は汚染されることが多いので、直接顔に触れないよう周知し、顔の汗を拭う際にはなるべく清潔なティッシュを使うなど、直接触れないようにすることが有効です。タオルの共有はしないよう周知する必要があります。手洗い場などに共有のタオルがある場合には使用せず、使い捨てのペーパータオルを設置することが検討されます。

⑦イベント外でも良識ある行動をすること。

イベント開催者として管理可能な範囲を超えている可能性があります。開催前および各開催日の終わりなどにアナウンスすると有効な可能性があります。大人数での会食はなるべく避け、各自治体などのガイドラインに沿った対策をした飲食店に限る事は必要です。宿泊はなるべく個室にし、十分に感染対策のされた施設に限る必要があります。その他人込みに行かない、イベント外でも適切にマスクを着用するなど、良識ある行動を求めます。COCOAの使用を推奨します。自治体ごとに会食の自粛などが発表されている可能性があります。よく確認しそれに従うことが必要です。

⑧顔を触らないこと。

手指衛生を徹底しても、ジャグリング中には手指は汚染される可能性が高いです。顔(特に目、鼻、口)には直接触らないように周知を徹底することが推奨されます。清潔なタオルやティッシュ越しに触る、やむを得ず直接触る場合には手を洗った直後にするなどが推奨されます。ポスターなどの形で掲示すること、定期的にアナウンスを行うことが有効と考えられます。

⑨ジャグリング道具の消毒、清掃を行うこと。

ジャグリング道具は接触感染の原因となる可能性があります。入場前、退場後には道具を消毒または清掃することが求められます。消毒薬を用いる必要は必ずしもなく、掃除用雑貨で有効なものがあります。(5)②および(参考1)を参照してください。素材や技の特性によって事情が異なるので、細かな方法については指定しません。消毒・清掃のタイミングは入場前、退場後、道具の共用前、共用後、その他汚染されたと思われるタイミングが推奨されます。

(4)開催中、開催者が行うべきこと

スタッフは、参加者が行うべきことを前提として行ったうえで、さらに環境の整備に配慮をする必要があります。会場のみならず、更衣室やトイレについても管理が必要です。

①換気を行うこと。

現時点では換気の時間間隔について十分な根拠となるデータはありません。通気性が高いほど安全な可能性が

あるので、可能な限りドアや窓の開放に努めます。換気扇があれば常に稼働させます。更衣室やロッカーはマスクを外しやすい場所ですので、特に換気に注意する必要があります。ドアや窓の付近にサーキュレーターや扇風機を設置することは有効な可能性があります。開放する窓またはドアはなるべく会場の2方向以上にあるように配慮します。

②環境を消毒すること。

多くの参加者またはスタッフが触れる部分は定期的に消毒する必要があります。一般には、ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、キーボードやマウスなどが該当します。半日から数時間に一度を推奨しますが、特に時間間隔に根拠はなく、多ければ多い程有効性が期待できると考えられます。ドアの開放は、ドアノブを触る必要がなくなるので、接触感染対策にも有効です。ワークショップ等で使用したマイクも消毒する必要があります。更衣室のドアノブやトイレのレバーについても消毒が推奨されます。床面の消毒は他のイベントではあまり一般的ではありませんが、ジャグリングの、物を落として拾うことを繰り返す特性からは、行うことが推奨されます。アルコールによるワックス等の変性、次亜塩素酸ナトリウムによる金属の腐食などの可能性があるため事前に開催施設に確認が必要で、消毒薬以外にも(5)に示す掃除用雑貨も有効と考えられます。

一方、消毒薬の空間噴霧は行わないことが推奨されます。消毒薬の噴霧および燻蒸は、空気や環境表面の消毒としては不十分なのみならず、屋外であっても人の健康に有害となりえます。

③ゴミの管理を適切に行うこと。

鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。手袋をしたまま他の場所や自分の体を触らないよう注意が必要です。

④手洗い場所を設置すること。

開催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、手洗い場所を確保することが必要です。以下のことに配慮する必要があります。

- ・手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ・手洗いの方法や時間についての掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)の設置を検討すること。(参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。)
- ・手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

⑤ソーシャルディスタンスが保たれるための目印等の工夫を講じること。

飛沫が飛散する距離は1~2mとされます。参加者同士は2m以上、最低1m離れるよう指示し、必要に応じて直接の巡回や館内放送などで注意喚起を行います。ポスターなどで掲示する、床のタイルの幅を目安にする、体育館の床に格子状に目印をつけるなどが有効な可能性があります。

入場人数に制限を設ける必要があり、参加者同士の間隔の確保が可能な人数かつ最大収容人数の50%以下を目安とすることが推奨されます。休憩所は管理が行き届かなくなりやすい場所なので、ベンチに一人置きにしか座れないように張り紙をする、椅子を離して設置するなどの工夫が必要です。動画や大会の観覧などの場合には、劇場等では座席を1つ置きに使用すること、椅子を新たに設置する場合にはできるかぎり2m、最低1m離すようにすること、パーティションを用いることなど飛沫感染対策が必要です。

⑥飲食スペースの確保、整理、感染防止対策を講じること。

会場となる施設により飲食に関する規定は異なると想定されますが、飲食はマスクを外す、会話をするなど感染リスクの高くなりやすい場面です。また、一般に運動すると飛沫やエアロゾルが飛びやすいと考えられるので、ジャグリングをするスペースでは飛沫に暴露する可能性が高く、マスクを外して飲食をすることは感染リスクが高いと考えられます。開催者はジャグリングを行うスペースとは別に、指定の飲食スペースを設け、周知する必要があります。また、飲食スペースの換気の確保、ソーシャルディスタンスの確保のため、窓やドアの開放、サーキュレーターや扇風機の設置、ソーシャルディスタンスの確保のための目印やパーティションの設置

を行う必要があります。手洗いやソーシャルディスタンスに関する掲示、手指消毒剤の設置も有効な可能性があります。

⑦道具の除菌用スペースの設置を検討すること。

ジャグリング道具は接触感染の原因となる可能性があります。入場前、退場後には道具を消毒または清掃することが求められます。消毒薬を用いる必要は必ずしもなく、掃除用雑貨で有効なものがあります。(5)②および(参考1)を参照してください。素材や技の特性によって事情が異なるので、細かな方法については指定しません。消毒・清掃のタイミングは入場前、退場後、道具の共用前、共用後、その他汚染されたと思われるタイミングが推奨されます。このために道具の除菌用のスペースを設けることは有効と考えられます。ただし、除菌用スペースでもソーシャルディスタンスを保てるよう、目印を設置するなどの配慮が必要です。

(5)準備すべき物品

前項の目的を達成するために準備すべき物品について以下に述べます。

①手指消毒剤・除菌剤

手荒れを防ぐための保湿剤を含んだ70%以上95%以下のアルコール消毒液が望ましいです。しかし、必ずしもウイルスの不活化を目指して消毒剤を用いる必要はなく、手洗いなどによりウイルスの数を減らす除菌も効果があります。また、アルコールに過敏な者は使用がむずかしいこと、引火性があることに注意が必要です。一方で、アルコール消毒液は、手洗い場が確保できない場所でも使えるため簡便で有用と考えられます。

次亜塩素酸水も有効な可能性があります。手指の消毒に関しては十分な評価が行われていません。また、次亜塩素酸水には、新型コロナウイルスに対して有効なものと無効なものが市場に混在しているため、製品の選択には注意を要します。次亜塩素酸水を利用する場合には、食塩水や塩酸を電気分解して生成した狭義の次亜塩素酸水を使用するようにし、次亜塩素酸ナトリウムをpH調整したもの、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水溶したものは使用しないようにします。

→利用される項目：(2)-①、(4)-⑥

②環境消毒剤・除菌剤

70%以上95%以下のアルコール、0.05%次亜塩素酸ナトリウムによる環境の消毒は有効です。特に、次亜塩素酸ナトリウム水溶液は長時間安定で、ハイターやミルトンなど市販品で入手しやすいため病院などでも利用されています。タオルやガーゼ等にしみこませて清拭しますが、皮膚や粘膜には刺激が強いため、扱う際には手袋をし、目に入らないよう注意します。金属などは腐食する可能性があるため10分～30分後に水拭きすることが推奨されています。次亜塩素酸水も有効ですが、有効なものと無効なものが市場に混在しているため、製品の選択には注意を要します。次亜塩素酸水を利用する場合には、食塩水や塩酸を電気分解して生成した狭義の次亜塩素酸水を使用するようにし、次亜塩素酸ナトリウムをpH調整したもの、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水溶したものは使用しないようにします。濃度の高いアルコールはワックス等を変性させる恐れがあります。必要に応じて開催施設や備品の貸与者等に確認を取ってください。

必ずしも消毒剤を用いる必要はなく、洗浄・拭き取りでウイルスの数を減らす除菌も有効です。家庭用洗剤や掃除用雑貨も一部有効です。(参考1)に新型コロナウイルスの不活化について有効性が確認された洗剤、掃除用具、ハンドソープなどを示します。また、(参考2)は新型コロナウイルスに有効と確認された界面活性剤であり、これを適切な濃度で含む製品は有効と考えられます。また、50%以上のアルコールを含んだウェットティッシュなど消毒薬を含んだ既製品も一部有効です。

一方、空間への消毒薬の噴霧は行わないことが推奨されます。

→利用される項目：(3)-⑨、(4)-②

③ハンドソープ

手洗いは非常に有効です。一般に、手指に付着しているウイルスの数は、流水による15秒の手洗いだけで1/100

に、石けんやハンドソープで10秒もみ洗いし、流水で15秒すぐと1万分の1に減らせます。手洗いの後、さらに消毒液を使用する必要はありません。ハンドソープは石鹼自体による伝播を防ぐため、ポンプタイプのものが望ましいです。別に記載しますが、手洗いの方法と時間について啓発することも有効です。

→利用される項目：(3)-③、(4)-④

(参考1) 試験管内、接触時間1分で新型コロナウイルスの不活化が確認された製品

かんたんマイペット(原液)、クイックルワイパー 立体吸着ウエットシート 香りが残らないタイプ(絞り液)、クイックルワイパー 立体吸着ウエットシートストロング(絞り液)、クイックル Joan シート(絞り液)、クイックル Joan 除菌スプレー(原液)、食卓クイックルスプレー(原液)、セイフキープ(絞り液)、トイレマジックリン 消臭・洗浄スプレー ミントの香り(原液)ハンドスキッシュ EX(原液)、ビオレガード薬用泡ハンドソープ(原液)、ビオレu薬用泡ハンドソープ(3倍希釈)、ビオレガード薬用手指用消毒スプレー(原液)、ビオレガード薬用ジェルハンドソープ(3倍希釈)、ビオレu手指の消毒液(原液)、リセッシュ除菌 EX プロテクトガード(原液)

HP：北里研究所「医薬部外品および雑貨の新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)不活化効果について」

<https://www.kitasato-u.ac.jp/jp/news/20200417-03.html>

(参考2) 独立行政法人製品評価技術基盤機構の検証試験結果から有効と判断された界面活性剤(9種)

- ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム(0.1%以上)
- ・アルキルグリコシド(0.1%以上)
- ・アルキルアミノキシド(0.05%以上)
- ・塩化ベンザルコニウム(0.05%以上)
- ・塩化ベンゼトニウム(0.05%以上)
- ・塩化ジアルキルジメチルアンモニウム(0.01%以上)
- ・ポリオキシエチレンアルキルエーテル(0.2%以上)
- ・純石けん分(脂肪酸カリウム)(0.24%以上)
- ・純石けん分(脂肪酸ナトリウム)(0.22%以上)

HP：NITEが行う新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価に関する情報公開

<https://www.nite.go.jp/information/koronataisaku20200522.html>

HP：有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト

<https://www.nite.go.jp/data/000114298.pdf>

④体調申請書またはそれに準じる電子アンケート

以下の項目の申請、保管が必要です。

(i) 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)※個人情報の取扱いに十分注意する。

(ii) イベント当日の体温

(iii) イベント前2週間における以下の事項の有無

ア 平熱を超える発熱

イ 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状

ウ だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)

エ 嗅覚や味覚の異常

オ 体が重く感じる、疲れやすい等

カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

キ 同居家族や身近な知人で感染が疑われる方の有無

ク 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航又は当該在住者との濃厚接触の有無

参照が可能な形で保存することが望ましいですが、一方で紙やペンの受け渡しは最小限にとどめることも必要です。アンケートフォームなどの電子媒体を利用することが検討されます。

→利用される項目：(2)-②、(2)-⑦

⑤体温計

非接触型の額で測れる体温計を受付に配備し、スタッフおよび入場者全員に発熱がないことを確認します。発熱の定義は一般的な内科疾患に準じて暫定的に37.5℃以上とします。体温計は非接触型の用意が難しければ、腋窩等で測定する接触型を配備します。その場合、参加者ごとの消毒が必要になり、アルコールタオルなども同時に用意する必要があります。なお、体温計は医療機器であるので、医薬品医療機器総合機構による認証、登録が行われ、医療機器承認番号が付与されます。しかし、検温の需要の急速な拡大に伴い、体温を推定する機能を備えた表面温度計が、医療機器承認番号のないまま体温計として安価に販売されていることがあります。予算等の都合でやむを得ず使用する事もあり得ますが、医療機器として承認を受けたものに比べて精度が低い可能性があるため、事前に、脇の下で測定する体温計等と比較して精度を確認しておくことが必要です。また、検温で異常を検出した際に再検するために、脇の下で測定する体温計も受付に用意しておくことが推奨されます。日本ジャグリング協会が主催するJapan Juggling Festivalで使用した体温計および温度計は、日本ジャグリング協会の備品としてジャグリングイベント等に貸し出せる場合があります。

→利用される項目：(2)-③

⑥ビニールカーテン、アクリル板

受付など、常に飛沫に暴露するリスクがあつて移動しないものに設置します。空気の流れを悪くする可能性があるため、設置する面積を限定する、付近に扇風機を設置するなど必要と考えられます。

→利用される項目：(2)-④

⑦目印：養生テープ等

行列が想定される場所には、できれば2m、最低でも1m間隔に並べるよう目印を設置しておく必要があります。

→利用される項目：(2)-⑤、(4)-⑤、(4)-⑥

⑧配布用マスク

マスクを紛失、汚損するなども想定されます。他者の飛沫でひどく汚染される可能性もあります。そのような状況に置かれた参加者、スタッフのために一定数のマスクは準備しておくことが望ましいです。

→利用される項目：(2)-⑥、(2)-⑧、(3)-②

⑨マイク、拡声器

イベント運営やワークショップの際に、大勢に呼びかけなければならない状況は多いと想定されます。大声は飛沫およびエアロゾル発生があるのでできるだけ避け、普段より多くマイクや拡声器を準備することが必要です。使用者が交代するごとに消毒することが望ましいです。

→利用される項目：(3)-⑤

⑩ペーパータオル

タオルの共用は感染の原因となる可能性があり、避けるべきです。ペーパータオルは使用すると毎回破棄するため、感染のリスクを下げるので望ましいですが、手洗い場にゴミが多く発生します。参加者ごとにマイタオルを持参するよう求めることと、どちらが望ましいか検討する必要があります。

→利用される項目：(3)-⑥

⑪サーキュレーター、扇風機

換気のために窓やドアを開放することは重要ですが、大きな会場の空気を入れ替えるためには、サーキュレーターや扇風機の併用が望ましいです。熱中症対策としても有効な可能性があります。

→利用される項目：(4)-①

⑫ゴミ袋、手袋

唾液などの付着したゴミは感染源となる可能性があります。ゴミ箱からあふれてしまわないよう十分量ゴミ袋を用意して交換する必要があります。また、ゴミを扱う際は手袋を装着することが望ましいです。手袋は使い捨てのものが推奨されます。

→利用される項目：(4)-③

⑬手洗い・手指消毒方法、参加者向けチェックリスト、その他ガイドラインの要点の掲示

手洗いは身近な行動のため軽視されがちです。掲示により、正しい手洗いの方法について啓発することは有効と考えられます。手指消毒も同様に消毒し残しの少ない方法があるため、啓発が有効と考えられます。また、参加者向けチェックリストなど、本ガイドラインの要点をまとめた掲示をすることも有効と考えられます。

→利用される項目：(4)-④、(4)-⑥

(参考3)感染症対策に要した費用について

感染症対策に留意するために新たに要した経費について、支援を受けられる可能性があります。

福井県 県有スポーツ施設新型コロナウイルス感染拡大防止事業補助金について

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/013710/korona-hojyokin/korona-hojyokin.html>

(6)その他の留意事項

①イベント開催後

もし参加者の感染があった場合に適切に対処できる体制が必要です。参加者全員の連絡先を把握し、参加者は、参加前に感染が疑われる方と接触していたことが判明した場合や、参加後2週間以内に体調に異変があった場合には必ず開催者に連絡するよう徹底する必要があります。体調申請書、連絡先、名簿等の記録を少なくとも1か月は保存することが推奨されます。COCOAは有効な可能性があり、参加者へ使用を推奨します。自治体独自のアプリまたはLINEアカウントでの対策を行っている場合があり、使用の推奨が検討されます。

もし、参加者に感染が疑われた場合、基本的には保健所等の担当部署による聞き取り調査が行われ、イベントが関係していると判断されれば、イベント開催者に連絡があると考えられます。イベント開催者が積極的に開催地を管轄する保健所等に連絡する必要がある可能性は低いですが、連携する必要がある場合のため、相談すべきと考えられる窓口等について事前に確認しておくことが推奨されます。

<参考ホームページ>

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)・新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>

・医薬部外品および雑貨の新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)不活化効果について(北里研究所)

<https://www.kitasato.ac.jp/jp/news/20200417-03.html>

・新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

・スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(日本スポーツ協会)

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4173>

・スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について(日本スポーツ協会) <https://>

www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164

・移行期間における都道府県の対応について(令和2年5月25日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月14日スポーツ庁作成・令和2年5月25日改訂)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01000007106_1.pdf

・室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策（理化学研究所/神戸大学 坪倉誠）

<https://www.r-ccs.riken.jp/wp-content/uploads/2020/08/20200824tsubokura.pdf>

JJF2020



守ろう!

申し込み前の注意 9点

1 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる

- ☑ 体調がよくない場合
- ☑ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ☑ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合



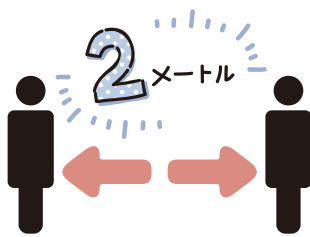
2 マスクを持参すること
(基本的にマスクを着用すること)



3 こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること



4 他の参加者、開催者スタッフ等との距離を確保すること。
(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)



距離はできるだけ2mを目安に最低1m

5 イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと



6 汗をぬぐうための清潔なティッシュ、タオルなどを持参すること



7 感染防止のために開催者が決めたその他の措置を遵守し、開催者の指示に従うこと



8 イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、開催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること



9 イベント参加前も節度ある行動を心掛けること



詳細は最新のガイドラインをお読みください

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
<https://www.juggling.jp/jjf/2020/jp/covid19>



JJF2020



守ろう!

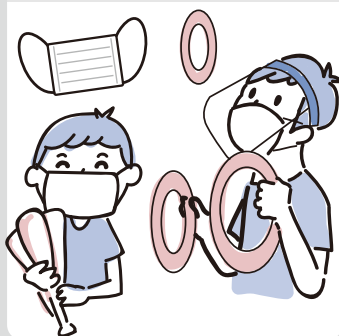
開催中の注意

9点

1 ジャグリングの内容に配慮し
感染のリスクとなる技は避けること



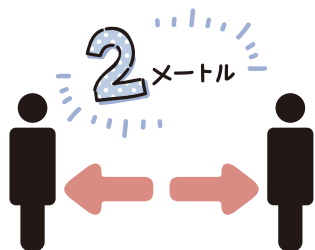
2 マスクやフェイスシールドを
装着すること



3 手洗いを十分に行うこと



4 参加者同士の間隔を開けること



距離はできるだけ2mを目安に最低1m

5 大声を出さないこと



6 タオルを共有しないこと



7 イベント外でも
良識ある行動をすること



8 顔を触らないこと



9 参加前後にジャグリング道具
の消毒、清掃を行うこと



詳細は最新のガイドラインをお読みください

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
<https://www.juggling.jp/jjf/2020/jp/covid19>



